

議 事 日 程 第 6 号

平成30年6月28日（木）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第42号 長井市との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 2 議第43号 南陽市との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 3 議第44号 高島町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 4 議第45号 川西町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 5 議第46号 小国町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 6 議第47号 白鷹町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 7 議第48号 飯豊町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 8 議第49号 市有財産（市民バス車両）の取得について
- 日程第 9 議第50号 米沢市市税条例等の一部改正について
- 日程第10 議第59号 （仮称）米沢市上郷防災センター（兼米沢市上郷コミュニティセンター）
新設建築工事請負契約の締結について

（民生常任委員長報告）

- 日程第11 議第51号 米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について
- 日程第12 議第52号 米沢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議第53号 米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第14 議第54号 米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の一部変更
について
- 日程第15 議第55号 市道路線の廃止について
- 日程第16 議第56号 市道路線の認定について
- 日程第17 請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出方請願
- 日程第18 閉会中の継続審査の申し出について

(予算特別委員長報告)

日程第19 議第57号 平成30年度米沢市一般会計補正予算(第1号)

日程第20 議第58号 平成30年度米沢市立病院事業会計補正予算(第1号)

日程第21 発議第3号 中小企業支援と最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について

日程第22 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	山村	明	議員	2番	工藤	正雄	議員
3番	堤	郁雄	議員	4番	佐藤	忠次	議員
5番	佐藤	弘司	議員	6番	山田	富佐子	議員
7番	高橋	壽	議員	8番	高橋	英夫	議員
9番	齋藤	千恵子	議員	10番	鈴木	藤英	議員
11番	皆川	真紀子	議員	12番	成澤	和音	議員
13番	鳥海	隆太	議員	14番	相田	光照	議員
15番	中村	圭介	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	島軒	純一	議員	18番	小久保	広信	議員
19番	太田	克典	議員	20番	我妻	徳雄	議員
21番	木村	芳浩	議員	22番	相田	克平	議員
23番	島貫	宏幸	議員	24番	小島	一	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	中川勝	副市長	井戸將悟
総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	猪俣郁子
上下水道部長	穴戸義宣	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	渡部洋己
教育指導部長	佐藤哲	選挙管理委員会 委員長	小林栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	宇津江俊夫	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	穴戸徹朗		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第1 議第42号長井市との定住自立
圏形成協定の締結について外9
件

○島軒純一議長 日程第1、議第42号長井市との定住自立圏形成協定の締結についてから日程第10、議第59号（仮称）米沢市上郷防災センター（兼米沢市上郷コミュニティセンター）新設建築工事請負契約の締結についてまでの議案10件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長 5番佐藤弘司議員。

〔総務文教常任委員長 5番佐藤弘司議員登壇〕

○5番（佐藤弘司議員） おはようございます。

それでは、御報告申し上げます。

去る11日及び15日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第42号長井市との定住自立圏形成協定の締結についてから議第48号飯豊町との定住自立圏形成協定の締結についてまでの議案7件についてであります。これらは関連がありますので一括して審査を行いました。これらの議案は、置賜定住自立圏を形成するため、長井市、南陽市、

高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町との間にそれぞれ定住自立圏形成協定を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、それぞれの市町との協定項目が同じ内容の14項目となった理由について質疑があり、当局から、3市5町が集まって勉強会などを重ね、検討を行う中で、さまざまな課題が出されたが、最終的に各市町ともに同じ項目で取り組みたいということになったとの答弁がありました。

また、委員から、置賜定住自立圏でどのように独自色を出していくのかただされ、当局から、米沢牛の振興に関すること、広域観光に関することの2つが特徴的な取り組みとしてあり、これらに関して3市5町の主管課長と担当職員が出席してのワーキンググループを開催し、具体的な取り組みについて議論を深めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、年内に行う共生ビジョン策定の進捗状況の報告の見通しについてただされ、当局から、置賜地域の住民から成る共生ビジョン懇談会を開催して共生ビジョンを策定していくことになるが、節目に議会へ状況を報告したいとの答弁がありました。

また、委員から、協定項目の変更や追加があった場合の手続についてただされ、当局から、その場合は本市及び周辺市町の議会に改めて議案として提案し、議決後に事業を決めていくことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、共生ビジョンに従って行う事業の実施状況によって、国からの財政措置に影響は出るのかとの質疑があり、当局から、国からの財政支援措置として、中心市は8,500万円となるが、面積要件等によって1億円程度を見込んでいる。また、周辺市町は1,500万円が上限となるが、基本的には共生ビジョンに従って実施する事業の対象経費が上限額を上回らないと特別交付税は満額交付されないことから、各市町が満額も

らえるよう調整していきたいとの答弁がありました。

採決については、7議案個別に行いましたが、それぞれ意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号市有財産（市民バス車両）の取得についてありますが、本案は、現在使用している市民バス車両が老朽化し、市民バスの運行にふぐあいが生じるおそれがあることから、これを更新しようとするものであります。契約の方法については、随意契約による物品購入契約とし、東置賜郡高畠町大字福沢883の3、西東北日野自動車株式会社米沢支店、支店長佐藤恒と2,095万2,000円で仮契約を締結し、本契約を締結しようとするものです。

本案に対し、委員から、今回更新しようとする車両は購入して10年経過ということであるが、その走行距離はどの程度かとの質疑があり、当局から、先月までで約55万キロメートルの走行距離となっているとの答弁がありました。

また、委員から、バスの更新に当たっての基準はあるのかとの質疑があり、当局から、市内循環バスについては約9年で50万キロメートルを走行するので、9年をめどに更新計画を立てているが、その車両の状態によって更新時期を判断しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号米沢市市税条例等の一部改正についてありますが、本案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の基礎控除等の見直し、市たばこ税の税率の引き上げ、固定資産税の課税標準の特例措置の創設等を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号（仮称）米沢市上郷防災センタ

ー（兼米沢市上郷コミュニティセンター）新設建築工事請負契約の締結についてであります。この工事は、米沢市上郷コミュニティセンターの老朽化に伴い、上郷地区の防災拠点施設としての機能とコミュニティセンターとしての機能をあわせ持った施設を新たに整備するものであり、鉄骨造平屋建て、延べ床面積約644平方メートルの本体棟を大字梓川地内に建設しようとするものであります。契約については、指名競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、米沢市大字竹井1657番地の1、株式会社網代建設、代表取締役網代正行が1億5,336万円で落札し、仮契約を締結し、本契約を締結しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案10件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第42号から議第50号まで及び議第59号の議案10件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第42号から議第50号まで及び議第59号の議案10件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第11 議第51号米沢市放課後児童

**健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の
一部改正について外 2 件**

○島軒純一議長 次に、日程第11、議第51号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第13、議第53号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてまでの議案 3 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番相田克平議員。

〔民生常任委員長 2 2 番相田克平議員登壇〕

○2 2 番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る11日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案 3 件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日の午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第51号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、第10条第 3 項に加える第10号中「市長が適当と認めたもの」について、具体的に規則等で定めるのかとの質疑があり、当局から、本案に規定したとおり、放課後児童支援員となるための研修を受講することができる者として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方を適当と認めることとなるため、改めて規則等で定める予定はないとの答弁がありました。

本案の採決に当たっては、賛成するとの意見が

あり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号米沢市介護保険条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、本案にある看護小規模多機能型居宅介護の事業所は市内にあるのか、また小規模多機能型居宅介護とサービス内容等の点でどう違うのかとの質疑があり、当局から、看護小規模多機能型居宅介護は、要介護 1 から 5 までの方が対象であり、通いを中心として泊まりや訪問介護などの機能を有する小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスで、当該事業所は市内に 1 カ所ある。なお、小規模多機能型居宅介護の事業所は市内に 9 カ所あるとの答弁がありました。

また、委員から、高齢者の在宅生活を支えるという点で訪問看護は非常に大きな役割とニーズがあると考えるが、看護小規模多機能型居宅介護事業所が 1 カ所ということはどう考えているかとただされ、当局から、市内に訪問看護ステーションが 8 カ所あり、こちらのほうでも訪問看護のニーズに応えられる体制が整えられているところではあるが、在宅での生活を支えるため、看護小規模多機能型居宅介護の機能についてはこれから強化していくべきものと捉えており、県の医療計画などとの整合性を図りながら進めていか

なければならないと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、「病床を有する診療所を開設する者」が申請をすれば、看護小規模多機能型居宅介護の事業ができるようになるという理解でよいのかとの質疑があり、当局から、資格要件を有する方が人員体制等を整えるなどして申請すれば、市としては当該事業を行う事業所として指定することは可能であるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第51号から議第53号までの議案3件を、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第51号から議第53号までの議案3件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第14 議第54号米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の一部変更について外3件

○島軒純一議長 次に、日程第14、議第54号米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の一部変更についてから日程第17、請願第

2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出方請願までの議案3件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長15番中村圭介議員。

〔産業建設常任委員長15番中村圭介議員登壇〕

○15番（中村圭介議員） 御報告申し上げます。

去る11日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、21日の午前9時から、委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長並びに請願審査においては、参考人及び紹介議員の出席を求め開会いたしました。

また、市道路線として廃止及び認定しようとする箇所について、審査に先立ち、現地調査を行いました。

なお、当委員会に付託されました案件のうち、請願第1号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書提出方請願を除く、議案3件、請願1件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第54号米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成29年9月定例会で議決され、現在施工している米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事について、仮設工事の一部変更等に伴い、契約金額を2億4,991万2,000円から2億5,269万8,400円に、278万6,400円増額し、契約を変更するものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号市道路線の廃止について及び議第56号市道路線の認定についてであります。関連がありますので一括して審査を行いました。

両案は、県土地改良事業に伴い3路線を廃止し、1路線を再認定し、県道移管に伴い1路線を、市

道改良事業に伴い2路線を新規認定するものがあります。

本案に対し、委員から、県道米沢猪苗代線において、現在の県道が供用開始となってから17年が経過しているが、それまでの間、旧道の市道への移管や廃道の手続ができなかった理由は何かとの質疑があり、当局から、供用開始当時、県からは旧道を全線移管するとの提案があったが、旧道周辺における生活実態と道路維持管理の面から、全線を市道認定するのは難しく、県との協議が調わなかった。しかし、このたび県より、旧道の廃道の手続を行う旨の協議があったため、生活実態がある部分を市道認定しようとするものであるとの答弁がありました。

また、委員から、県で廃道の手続をとるため、市道として移管する箇所を認定するとの順序で理解してよいのかとの質疑があり、当局から、本案の議決をもとに協議を行い、県が廃道の手続の判断をするものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在の県道が供用開始となり17年が経過しているが、その間の除雪や道路維持管理は県が行っていたのかとの質疑があり、当局から、どちらも県が行っており、特に除雪に関しては生活実態がある区間のみを行ってきたものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出方請願であります。が、本案は、最低賃金の大幅な引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立及び中小企業支援策の拡充などを国に対して意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

なお、参考人として出席した請願者から、請願書中の字句の訂正の申し出があり、委員会ではこれを了承しております。

本請願に対し、委員から、どのようにして全国一律の賃金にしていくことを考えているのかとの質疑があり、参考人から、国が中小企業の力を引き出すような政策と社会保険料の負担軽減や賃金の引き上げが行えるような支援を行う必要があると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、全国一律の最低賃金にするため、国が中小企業に対し支援を行う場合、相当の財源が必要になると思うがどう考えているのかとただされ、参考人から、請願書の中では全国一律最低賃金制度の確立と記載しているが、請願の趣旨は全国一律最低賃金制度の確立に限定するものではなく、最低賃金の格差を縮小する施策をとっていただきたいとするものであるとの答弁がありました。

また、委員から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業の支援拡充の両方を選ぶというのは難しいと思うが、どちらかをとるとなると参考人はどう考えるのかとただされ、参考人から、中小企業支援と賃金の引き上げというのは車の両輪のようなもので、両方がないと地域が活性化しないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、当局に対し、現在の市内企業の経営状況をどのように捉えているのかとの質疑があり、当局から、景気の状態については職種により違うが、全体的には横ばいであると捉えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、請願趣旨の最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充の部分については、最低賃金の差をなくしていくこと、中小企業への支援策を国に求めていくことは、我々にとっても重要な問題であるため賛成するが、全国一律最低賃金制度の確立の部分については、企業間の体力差、また財源がどのくらい必要になるのかが不透明なため、賛成しかねるので、一部採択との意見。

最低賃金の格差を縮小していくには、請願の趣旨として挙げられている最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を目指す議論

の必要性を感じる。また、中小企業支援策の拡充は、最低賃金の引き上げとそれを支払えるだけの企業支援、企業努力を求めるということも含めてかもしれないが、そこと表裏一体になるものであるため、採択すべきとの意見。

全国一律の最低賃金制度を確立することにより、地域間格差をなくし、米沢にいても、東京にいても同じ賃金がもらえる状況を一日も早くつくっていかないと、人口は流出の一途をたどり、地方の疲弊が進んでいってしまう。この請願は、この地域で住み、暮らすことに安心ができ、そして将来に対する不安をなくすことに資すると理解できるため、採択すべきとの意見に分かれ、請願の一部採択について起立採決を行ったところ、賛成多数で、最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充の部分について、一部採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、請願第1号を除く議案3件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました請願第2号の請願1件を除く議第54号から議第56号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第54号から議第56号までの議案3件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第2号について、起立により採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、賛成多数で

一部採択であります。

お諮りいたします。

請願第2号を委員長報告のとおり、一部採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり、一部採択とすることに決まりました。

.....

日程第18 閉会中の継続審査の申し出について

○島軒純一議長 次に、日程第18、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、産業建設常任委員会において審査中の請願第1号について、会議規則第111条の規定により配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決まりました。

.....

日程第19 議第57号平成30年度米沢

市一般会計補正予算(第1号)

外1件

○島軒純一議長 次に、日程第19、議第57号平成30年度米沢市一般会計補正予算(第1号)及び日程第20、議第58号平成30年度米沢市立病院事業会計補正予算(第1号)の議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長 9 番齋藤千恵子議員。

〔予算特別委員長 9 番齋藤千恵子議員登壇〕

○9番(齋藤千恵子議員) 御報告申し上げます。

去る11日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、22日午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め、教育長、病院事業管理者及び関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第57号平成30年度米沢市一般会計補正予算(第1号)の歳出については、補正予算の提案があった款項のほか、事前に質問通告のあった款項についても質疑が行われました。

まず、第3款民生費では、子供の貧困については実態をつかむことが大切と言ってきた。今年度、実態調査を県が行うこととなっており、調査項目については市に確認を求められることから、不足する項目の追加を依頼していくとのことだが、本市の実情を踏まえ、詳しい内容を把握する意味でも、市が主体的に調査項目を検討すべきではないか。また、調査結果の報告は年度末になるとのことだが、来年度、当初予算に子供の貧困対策を反

映できるような取り組みを考えていただきたいがどうかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、さきの一般質問において、地盤沈下については全国的に終息しており、本市でいまだ地盤沈下があるのは不思議だという大学教授の話が紹介された。今まで地盤沈下を食いとめるための対策はなかなか見出せなかったが、教授のアドバイスを受け、事業の練り直しが必要ではないかとして質疑がありました。

第5款労働費では、障がい者の法定雇用率が今年度から引き上げられたことから、障がい者の期待が高くなっており、その期待を裏切らないことが大切である。ただ雇用率を守るだけでなく、満たせる条件を具体的につくっていく作業が必要だと思うが、当事者である障がい者の皆さんの要望を聞き取る予定はあるのか。個々の企業で対応することも大切であるが、全国の事例、市内企業の事例を具体的に紹介していくことが必要ではないかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、市内で進められている大規模酪農において、和牛の受精卵を乳牛に移殖して出産させる取り組みが計画されている。本市としても米沢牛の頭数拡大を考えると、子牛の繁殖が課題になると認識しているが、この取り組みの可能性について、本市としてどのように捉えているのか。この取り組みを進める上でも酪農事業者の収益の拡大が必要であり、6次産業化を進めるなど、畜産振興の視点だけでなく、食品加工等の視点でも技術開発を後押しするような取り組みが必要と思うが、認識はどうかとして質疑がありました。

第7款商工費では、工業団地の市の取得価格と分譲価格の差額を産業用地基金に積み立て、補助金、維持管理費等に支出しているが、残った利益分を今の施策にプラスして、新たな中小企業振興策、産業支援策の財源として使用してほしいがどうか。また、東北中央自動車道が開通し、米沢オフィス・アルカディアの立地のよさが改めて認識

されるものの、東北中央道を通った人が道路上から見て工業団地とわからない状況にある。団地の西側に看板を立てるなど、団地のPRにも基金を使用してほしいがどうかとして質疑がありました。

第10款教育費では、先日の大阪府北部で起きた地震によってプールの壁が倒壊し、女兒が死亡する事象が発生した。本市でも小中学校のブロック塀の点検を行い、現時点で高さ制限を超えているところや控え壁がないところ、劣化しているところが6カ所あったとのことだが、ブロック塀に鉄筋がきちんと入っているかどうかを調べる手段はあるのか。例えば、興譲小については、かなり年数も経過しており控え壁もないが、今後どのように対応していくのかとして質疑がありました。

また、今回の小学校暖房設備整備にかかわる国庫補助金交付申請の不採択の理由とそのことに対する今後の対応はどう行っていくのかとして質疑がありました。

以上が、議第57号平成30年度米沢市一般会計補正予算（第1号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものでありますが、議第57号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第58号平成30年度米沢市立病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、6月の市政協議会において、市立病院の建てかえ用地に係る市有地の検討条件について説明があった。その中で北村公園については、都市公園であるため、土地区画整理事業区域内に同等規模の代替公園を設置しなければならないという説明があり、法的な壁があるということで、現地建てかえを了とした。しかし、改めて都市公園法第16条について調べたところ、第2号で代替となる公園が必要との規定はあるが、第1号において「その他公益上特別の必要がある場合」はこの限りではないとの規定があった。国土交通省にも確認したが、第1号を根拠にすると代替公園については不要であ

る。平成28年8月3日付の国からの通知で、第1号の解釈についてわざわざ追加で説明があったにもかかわらず、市政協議会において、第1号の規定についての説明がなかったのはなぜか。今回の三友堂病院との同一敷地への建設は全国的にも画期的なものであり、コンパクトシティを進めることにもなるため、第1号の規定にも合致するものではないのか。当局の説明に不備があったと言わざるを得ず、このまま事業を進めることは看過できない。北村公園に病院を建設することが、公益上特別の必要がある場合に該当しないと判断した理由は何か。当局は法の規定を総合的に判断したとしているが、市長は第1号の規定を知らなかったのではないかとして質疑がありました。

また、病院建てかえは、最初は市立病院単独だったものが、急遽三友堂病院も同一敷地内になり、現在地に2つの病院を建てるとなると平成35年度の同時開院は困難ではないかとの話も出た。市長は35年度に何とか開院したいとの話だったが、整合性がとれていないのではないかとして質疑がありました。

さらに、市立病院の建てかえ用地については、2月の市政協議会で現地建てかえの方針が示され、3月の当初予算案には関連予算が計上されるなど、議会としては議論の時間がないところで厳しい判断を求められてきた。その中で、市立病院の当初予算には、全会一致で賛成したものの、現地のみならず市有地を含めて検討してほしいとの附帯決議を行ったものである。病院を一刻も早く建てかえなければいけないことは議会も十分に承知しているが、苦しい状況の中で当初予算への賛否を判断し、なぜ附帯決議をつけたのかを理解してもらったのであれば、市有地の選定に関し丁寧な説明をいただきたいかった。また、公益上の判断について、担当部署がその内容を市長に対して十分に報告していなかったのではないかとこの疑問もある。都市公園法の規定について、議会に説明すべきだったとの答弁もあったが、問題な

のは法解釈よりも行政としての進め方が不誠実ではないかという点である。施設の整備について、あらかじめ施設ごとの計画があれば、このような混乱は生じなかったのではないか。今後、公共施設等総合管理計画を進めていく上で、図書館や市役所、病院といった市の重要な施設が十分な議論の時間もないまま進んできたということを繰り返さないためにも、個別の整備計画を策定すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、議会に対する説明が不足していたということもあるが、市長と職員の意思疎通に問題があったのではないか。市長には報告していたとのことだが、市長も十分な理解のないまま判断したのではないかとして質疑がありました。

さらに、議案等の審査については、議会と当局の信頼関係で成り立っていると思っている。今回のように、議論の前提となる説明が十分なされていないようなことがあると、議会に提案される議案等について、説明の根拠などを全部調べなければならなくなり、その定例会では判断できないということにもなりかねないくらい重要なことである。都市公園法における公益上特別の必要について判断できないとしているが、この法律で言う公益性は自治体が決めるもので、その判断は市長がすべきものではないかとして質疑がありました。

また、今回奨学金資金の枠をふやすという補正予算を提案しているが、近年、求人を出しても人が集まらないような状況にある。病院の建設地がどこであったとしても、施設を回していけるだけの人員が必要であって、行政として人材確保のための支援を進めるべきである。看護師や保育士、介護士も全国でとり合いになっている。他所から資格を持った人を呼び込んでいかないと間に合わない。病院で働いている職員が働きやすい、働き続けたいと思うことが一番大切なので、そういう環境をつくっていただきたい。今回の建てかえで全てが解決するように思っているように見え

るがそうではない。市全体を挙げて、住民も巻き込んで地域医療を確固たるものに形づくっていくために、視点を将来に置いて、さまざまなことを判断しながら変えていく組織になっていただきたいとして、質疑、要望がありました。

さらに、6月1日の市政協議会の中では、立体都市公園について提案する質問を行った。その中では、代替公園が必要とする都市公園法第16条第2号を中心に説明を受けたが、第1号についての説明はなかった。そのときは、当局は真摯な説明を行ったものと受け取り、大道に立ってこの問題は考えなければならないと判断し、現地建設を了としたが、第1号の説明があればもっと深い議論ができたのではないか。今回、土地収用法第4条の「特別の必要の意義」という言葉が出てきたが、当時はその説明もなかった。議会との信頼関係が失われ、当局の説明をどこまで信じて判断すればよいかが揺らいできている。今後、どのようにしていくと考えているのかとして質疑がありました。

また、土地収用法第4条、収用の制限に、「土地を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない」とされていることから、今回の事例は該当しないと判断したとの説明があったが、特別必要だったら収用できるということではないのか。都市公園法第16条も、土地収用法も、特別な必要があればできると書いているのに、なぜ議会にできないと説明したのか。以前にも、できない理由を考えないで、できる方法を考えてほしいと言ってきたはずである。どうやったらできるかという方向で考えるのと、どうやったらできないかという方向で考えるのでは180度違う。あらゆる可能性を探ってほしかったとして質疑、要望がありました。

さらには、看護師の働きやすい環境を整えていく必要があるとの答弁があったが、具体的に働きやすい環境とはどのようなものと考えているの

か。救急の認定看護師の資格を取ったのに、救急から病棟に回ったり、子供が小さいので日勤の部署を希望したが夜勤に回され、退職、転職を考えている人もいと聞いた。配置転換や人事異動は何を重点に誰がどういう判断をしているのか。建物を新しくすれば救急体制も整うし、何とかなるという考えで早く建てたいとしているが、看護師から意向を聞いて、極力希望を受け入れることで働きやすい環境にしていきたいとして、質疑、要望がありましたが、議第58号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第57号及び議第58号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第57号及び議第58号の議案2件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第21 発議第3号中小企業支援と最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第21、発議第3号中小企業支援と最低賃金の引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者10番鈴木藤英議員。

〔10番鈴木藤英議員登壇〕

○10番（鈴木藤英議員） ただいま上程になりました発議第3号中小企業支援と最低賃金の引き上げを求める意見書の提出についてであります。本案は中小企業等に対する支援の拡充と最低賃金の引き上げを求め、政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第3号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第22 議員派遣の件について

○島軒純一議長 次に、日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、配付しておりますとおり、会議規則第167条第1項の規定により決定いたしますので、御了承願います。

.....

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る6月11日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。18日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、本定例会では、置賜2市5町それぞれと定住自立圏形成協定を締結することについて、議決いただきました。

少子高齢化が進行し、人口減少が見込まれる中、単一の市町村だけで社会生活サービスの水準を維持していくのは難しくなることが予想されます。そのため、この定住自立圏形成協定を足がかりに、これまで以上に置賜圏域の市町との連携を深め、協力し合い、本市を初め置賜の人々が安心して暮らせる地域社会を形成するための施策を展開してまいります。今後とも、議員各位の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し

上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成30年6月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分 閉 会